

# NEWS LETTER

## 短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.18

平成13年1月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

編集・発行 短期大学基準協会

### CONTENTS

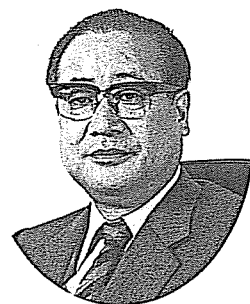
- 巻頭言 「グローバル化答申」を読んで
- 評価オムニバス
- 相互評価実施を容易にするための簡潔な提言
- 事務局から

## 巻頭言 「グローバル化答申」を読んで

坂田 正二

短期大学基準協会理事

広島文化短期大学 理事長・学長



平成12年11月22日、「グローバル化答申」が公表された。日本における教育改革をグローバル・スタンダードから見直すという方法論は、実に新鮮で、その内容が公表されるのを心待ちにしていた。

実は数年前にアメリカの教育事情を視察していたとき、ヴァーチャル・ユニバーシティを見たことがある。そのとき、ここでの単位を自国の大学での単位として認定してもらえないのは日本と他に2ヶ国(特に名を秘す)だと聞いたとき、汗顔の至りであったが、今回の設置基準の改正でこれが可能になった。正にグローバル化による改革である。

ところで、短期大学関係者が今回の答申に注目していたのは次の2点である。第1点は「短期大学の制度上の位置付け」の問題であり、第2点は「正規の学生としてのパートタイム学生」の問題である。

短期大学の制度上の位置付けの問題は、ワーキング・グループでの熱心な審議の状況を審議経過報告によって知ることができたが、いわば両論併記で結論には至らなかったようである。しかし、グローバル化への対応という見地から改めて検討を仕直すということになった。言うまでもなく短期大学の制度上の位置付けということは唯単に短期大学だけのことでなく、高等教育のシステム全体を見直すということになるのだから、グローバル化の立場から再検討するというのは極めて意味のあることだと理解できた。

正規の学生としてのパートタイム学生の問題も、グローバル化の立場から見れば極めて当然のことである。しかし、日本の教育の長い歴史的伝統から見ると、やはり画期的な提言ということが出来る。特に地域社会に根ざした教育を特色としている短期大学にとっては絶対に避けて通ること

のできない問題である。これとどう取組むかということが個々の短期大学の今後の盛衰の岐路になると思う。いや卒業資格のとれる正規学生としてのパートタイム学生の存在が4年制大学を含むすべての高等教育の改革に大きなインパクトを与えるような予感がしてならない。

これらの具体的な提言と並んで私が特に注目したのは答申の「おわりに」の部分である。ここに現在の高等教育が抱えている重大な問題、即ち二極化の問題が極めて率直に書かれている。つまり国際的な水準を視野に入れて、教育活動の質的向上を図る側面と、大学全入時代の到来や生涯学習のニーズの高まりから高等教育の普及・拡大を図り、その教育内容や方法を改善して高等教育としての水準を維持する側面の二極化の問題である。これは答申本文でも「全く新たな問題」と表わされているように、これまでの多くの答申が前者のことばかり書いていたのだから、「新たな問題」とは後者のことであろう。これは高等教育を普及・拡大(これは短大に限ったことではない、4年制大学も大きく関係している)するということであり、国民の学ぶ権利(right to study)を認めようという思想がやっと芽を出し始めたということである。欧米の国民総生産に対する高等教育に対する公財政支出の割合が日本に比してはるかに高い(アメリカは日本の3倍)のも、国が国民の学ぶ権利を保証しようとしていることに対する国民的理解が得られているからに他ならない。

20世紀の終わりになって、日本の高等教育はグローバル化の立場から見直すことになった。

そして、21世紀の課題はこのグローバル化を力強く推進することだと思う。



# 評価オムニバス



短期大学基準協会理事

関根 秀和 (大阪女学院短期大学 学長)

## 1. 変身する点検・評価

メリット 第三者評価のアクレディテーション(適格認定)を得ていなければ、たとえば、単位の互換には応じてもらえない、もちろん卒業生は大学院への進学を閉ざされる。就職先への受入も狭くなる、高校の進路からは出願を躊躇される、補助金の受給には決定的な差がつく、そればかりではなく、教員は研究費受給の資格を与えられないとなったら、アクレディテーションを得るメリットは、はっきりするが、そのメリットとは誰のものなのだろう。

こういう疑問が立ち上がったのは、大学基準協会の改革提言(H12年5月)の中に、維持会員校に対し大学評価を受けるメリットを明示する必要の検討という項があって、第三者評価の効用に対する維持会員校の意識調査も行われているからである。

見解の変化 それにしても大学の評価の制度上の取り扱  
いに関する見解の変化は凄まじい。

例えば、H3年の大学審議会の答申(つまり制度のスタート時)では、アクレディテーション・システムの必要を「自己評価をより効果的に実施するためには、例えば、アメリカ合衆国におけるアクレディテーション・システムのように、大学団体等が各大学が実施した自己点検・評価の検証を行い、客観性を担保することも望ましい方法である。この意味において、大学基準協会がこれまでの経験を踏まえて、このようなシステムを構築するなど積極的な役割を果たすことが期待される。」と説いている。

ここでは、「大学が教育活動の活性化を図り、質の向上に努める」ための「不断の自己点検」をより効果的にするためのアクレディテーション・システムという考え方が明瞭に提示されていた。

しかし、H8年の大学審議会高等教育将来構想部会の審議の概要では、「現在、多くの大学で自己点検・自己評価の取組が進められているが、今後一層の質的向上を図っていく

ためには、これらの自己点検・評価の定着状況を踏まえつつ、教育研究の評価の在り方についての検討も必要である。また、現行計画においては、関係者による相互評価システムの確立が提言されているが、日本では、アメリカ型の評価システムは機能しにくく、我が国独自の相互評価システムを考える必要があるのではないか、との指摘もある。」とあって、アメリカ型のアクレディテーションシステムへの一定のスタンスが見られると共に「我が国独自の相互評価システム」が浮上することになる。

ところが、それが、今回の、大学審議会としての最後の答申では更に一転して、「透明性・客観性の高い第三者評価をすべく」設置された、大学評価・学位授与機構を例示としながら、大学基準協会等の様々な団体による「多元的な評価システム」の確立を促す論調へと変化している。

評価の型式化 僅か10年にすぎぬ間の、このあわただしい変化と屈折の原因はいったい何なのかと考えこまざるをえない。

そういう疑問に立つてふり返ると、屈折点は、H10年6月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中で個性が輝く大学一」の中間まとめである。この中間まとめは、当時既に、自己点検・評価を実施した大学が8割を越えているばかりか、自己点検を二度以上実施した大学が6割に近く、結果を公表した数は、ほとんど7割に達する実績にもかかわらず、「大学の自己点検・評価については、『点検あって評価なし』との厳しい指摘があることに見られるように、型式的な評価に陥り教育活動の改善に十分結びついていない…」と明らかに、点検・評価の実質化に失望の意を表している。

そうして、その失望の先に「自己点検・評価という型式には、実質的な評価を行ううえで限界があり、実際、各大学の教育研究活動の質的な充実につながっていないとの指摘もあるので、より一層効果的に実施するため、学外の第

三者による検証を大学の責務として位置付けることが必要である。」と「第三者評価」の必要に言及した。

内向きの自治 つまり、原因は、自己点検・評価の量的な普及にもかかわらず、謂わば、その空洞化も同時に進行する状況であり、答申の言う型式化である。

これまでに、各大学から送っていただいて、手元にある公表誌は優に150冊を越えていて、その一冊一々に傾注されたであろう、それぞれの大学の努力がいかばかりであったかと推察するにあまりあるのだが、それでも、たしかに、自己点検・評価の実質化に瞠目する例はあまりない。

しかし、この型式化はあらかじめ予想されることであった。つまり、一般組織体の組織運営の循環過程である。plan-do-seeの活動をなぞって、大学教育の計画と運営の整備を進める前にぜひとも克服せねばならぬ理事者と教授会の双方が陥る二重の「内向きの自治」の危険性が、大学という組織体にはあるからである。

「内向きの自治」の克服の必要については既に言及してあるので、(注1)ここでは重複をさけることとするが、それでも、あえて次のように指摘しておきたい。accreditationが、教育効果のaccoutabilityから離れて、適格認定とそのインセンティブとしてのメリットに傾けばかたむくほど、返って「内向きの自治」は強化され、いまよりも更に公表誌は形式的な課題の羅列で埋められることになる。そういう意味で第三者評価は、可能的な危険性をはらんでいる。

## 2. 教育効果

求心的構造 設置基準が当初の「自己点検・評価の努力義務」から一転して、自己点検・評価とその公表、加えて第三者評価の義務化へと進み、いま一つの原因は、自己点検・評価に託した課題の二重性にある。

つまり、教育研究活動の不断の改革を継続するシステムの設定と、当該大学の品質認定を社会に対して保障するシステ

ムの構築という二つの課題の統合が、当初においてはあまりつきつめられないで、なんとなく調和的にとらえられていた。しかし結果的には後者が前者を引きづる方向で、施策が進んでしまった。原因は、施策の拙速と各大学における評価の目的のフォーカスが定まらなかった現実にある。

大学のaccountabilityが問われるのは、教育効果と研究成果である。たとえば、教育効果ならば、一定の期間に於ける教育が、個別の学科目と、当該の学部や学科で、あらかじめ企図していたはずの教育目的に照らして、双方から、どれだけの成果を結んだのかが問われるのである。

したがってその点検・評価は、数値を含めた何らかの方法で、まず効果の進捗を把握すること、次にその進捗との関連で大学の組織運営の諸状況を捉え返して行くという謂わば求心的構造の作業になるはずである。この評価の求心的構造についてもこれまでに言及したことがあるのだが、(注2)ここに求心的検討(図1)と羅列的な大学評価(図2)のイメージ図を再び掲げておきたい。つまり、自己点検・評価が教育効果のaccoutabilityから逸れるとその先は、ただ項目別に課題を羅列しただけの「大学評価」にすり変わることになる。

図1 教育効果

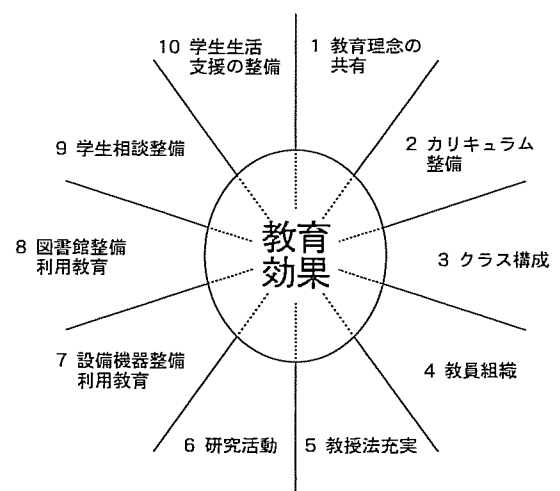
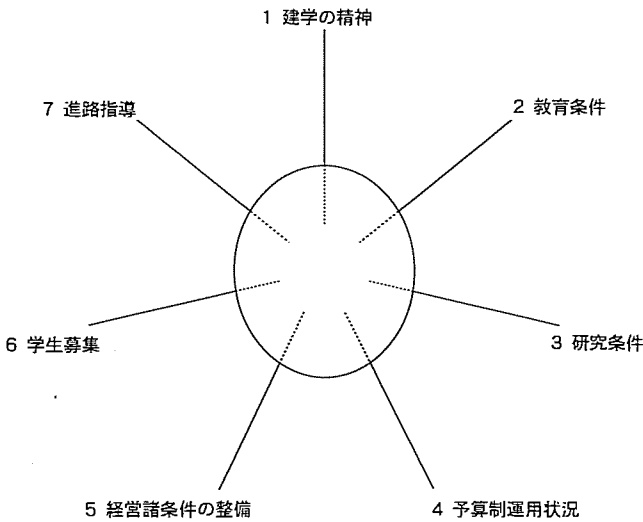


図2 大学評価



研究業績 たとえばことさらにあげつらうわけではないが、多くの公表誌に共通する問題として、見逃しにできないのが研究業績の羅列である。

グローバル化時代への対応の最重要事項として研究の充実と成果の水準の飛躍的な向上が期待されているのは確かである。したがって大学のレーゾン・デートルとして研究成果が厳しく問われることになるのだが、そのために、いきおい、多くの場合、個別の研究業績の量的表示が先行することになる。

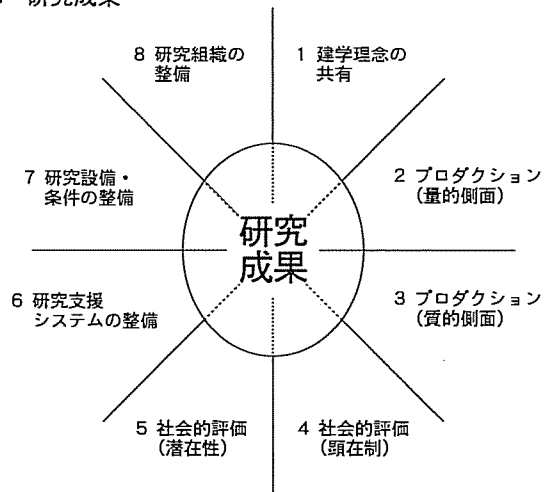
たとえば図3の様に、研究成果と、その背景である研究の組織運営との関係を求心的に検討している事例は、ほとんど見あたらない。

また、教育効果に対する accountability の面からすれば、研究業績は学科目担当者として当該領域の研究成果が問われるのであるから、少なくとも研究業績の点検・評価とその公表は、教育と研究の双方の視点に整理されるはずである。

かくして、大学審議会の言う「型式化」とは、換言すれば、自己点検・評価が項目別の課題列挙に止まっていて、「検

討」というダイナミックスから、かえって遠ざかり、静止像としての「大学評価」に陥っていることを指そうとしているのではないだろうか。

図3 研究成果

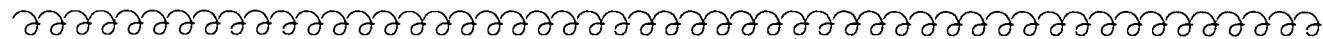


### 3. 短期大学基準協会

ピア・レビュー「大学評価」「多元的評価」あるいは「ピア・レビュー」という言葉の出現も、H10年6月の答申以来である。そういう点からしても、この答申は大きな屈折点であった。

「本審議会の審議の参考とするために、広島大学大学研究センターに対して『大学の評価システムに関する全国調査』（平成10年4月）が委託された。その調査結果によれば、大学評価の問題点として、学内に評価の専門家がないこと、……、評価の結果や存在が学内で知られていないこと、評価の在り方が形骸化していること、点検・評価の方法や技術に進歩が見られないこと等の点が指摘されている。」という問題意識が、評価の専門家——第三者による客観性——大学評価——多元的評価というベクトルを主流にして、H3年の答申以来の「大学自身の自主的」な点検や評価の在り方を、ピア・レビューという位置付に押しやってしまった。

そうして、そのベクトルの先が「また、限りある公的資源



の効果的な配分の実施、資源配分における透明性の向上と社会に対する説明責任の観点からも、それぞれの資源配分の目的に応じ、多元的な評価の結果を反映した資源配分が一層推進されることが重要である。」というターミナルだとすると、やはり、この答申は屈折点だったのだと言わざるを得ない。

**拙速** 日本では厳しい設置基準をクリアーして、やっと設置を認可されるのだから、いまさら自己点検でもないだろうという感触が少なからずある。その決定的な誤りは、チャーターの規準をクリアーしたところから、はじめて、その後の活動の accountability が問われるのだという視点を、どこかに置き忘れていて、チャーターとア krediteーションを混同していることだ。

そのうえ、先のベクトルが、もし大学に於ける教育と研究という活動の accountability を問うことから逸れると、多元的大学の評価は、チャーターとア krediteーションの違いを限りなく不鮮明にすることになるだろう。

あるいは、こういう観方は危惧に過ぎると言うべきかも知れないし、また、大学教育の水準の社会的保障の必要な現実を無視することはできない。先に述べたように、もともと自己点検・評価とその公表は、不断の改革と社会的保障という二重の課題を負っているわけで、前者が遅滞すればするほど、後者の強調は避けられない。

そういう意味では H10 年の屈折は已むを得ないとするべきかも知れないが、それにしても拙速の誹りを免れぬのではないだろうか。なんとすれば、一旦は答申が、「独自の相互評価システム」に着目したのであって、しかも、不断の自主的な改革と社会的保障という二重の課題を統合する可能性を、相互評価は確かに充分、持っているからである。

**共感的評価** 短期大学基準協会では既に相互援助的評価作業に着手している。パートナー校間の数値の羅列的比較

ではなく、検討のための基礎的な整備や前提の見直しを含めた段階的な試行に入っている。

教育活動にしる研究活動にしる、その基底部分には、当該の大学が遭遇した諸状況の中で止むに止まれぬかたちで負った現実が、幾重にも付着している場合が多い。そういう基底部分の評価を積み上げてはじめて点検・評価は成るのであって、そのための点検の視線は、たとえ第三者評価であろうと「共感的」でなければならない。共感的評価の積上げが、客観性に耐え得る改革を創出するのである。そうして、その共感的評価の実現に、可能性としていちばん近いのが相互評価であろう。

そういう意味では、「また、不断に自己点検の項目・方法やこれに対する評価の在り方に関する検討を行いつつ、逐次、実施方法の改善を図っていくという段階的な進め方が効果的であると考えられる。」とする H3 年の答申の、段階的な改善を良しとする指摘の意義は大きいのであって、その後の施策の拙速がそれだけに惜まれる。

したがって、短期大学基準協会のスタートに際して、会員校間の相互援助による自己検討の育成をそのプリンシプルとした精神はどこまでも尊重されるべきである。基準協会が第三者評価の役割を担うにつけても、そのプリンシプルこそが生かさなければならない。

僅かの間に、大学の accountability は、様々な「評価」のオムニバス（乗合自動車）になってしまった。

しかし、短期大学基準協会では、常にプリンシプルに立ち返りつつ、「自己検討」というダイナミクスを育成する第三者評価のシステムを構築しなければならない。

#### 注

注1 拙稿「自己評価ということ」短期大学教育 49号 1992年 P96・97

注2 拙稿「新しい教育文化の創造」短期大学基準協会 NEWS LETTER VOL.3

## 相互評価実施を容易にするための簡潔な提言

調査研究委員会委員

上野正治（桜の聖母短期大学 教授）

桜の聖母短期大学は、平成11年度に生活科学科が聖和学園短期大学生活文化科と、本年度は英語学科が聖霊女子短期大学文化コミュニケーション科と「相互評価」を実施している。一方は短期大学基準協会（以下「基準協会」とする）の斡旋、他方は直接の申し出によるが、本学はその必要性を慮って即応した（11年度分については、基準協会『第13回定期総会資料』平成12年4月、159ページ以下参照）。2つの短期大学との教育理念・目標および教育活動に関する評価（以下「教育評価」とする）は、それぞれの積極的な協力によってスムーズに運び、今年度分についても最終段階を迎えている。ここでは何が相互評価を容易にするかという視点から、2つの教育評価に加わった者の一人として率直に感想を述べてみたい。

### 相互評価実施の下地

相互評価にあたって本学は特別な準備をして臨むようなことはしていない。明らかなことは、「短期大学相互評価」実施要領（平成10年10月、基準協会向上充実委員会決定）にある「自己点検・評価を実施した短期大学同志が、それぞれ点検・評価の結果を持ちより…「相互評価」を行いその結果を公表し、もって自己点検・評価の客観性を高める」ことを目的とし、相手校には基準協会にも提出済みの諸資料の最新版の提供、および追加的に求められる資料や聴取に対し、原則としてすべて応ずることを基本方針としていることである。

本学の「自己点検・評価」報告として、①『桜の聖母短期大学過去10年間の動向（1984～1993年）』（平成5年7月）、②『教育研究・社会活動の自己点検評価の試み—1994年以降の動向および1997年までの現状と課題—』（平成9年10月）および③『1999年度自己点検・評価報告』（平成12年3月）がある。また、外部評価的なものに「私立短期大学の挑戦—日米における教育研究活動等の特色事例調査—」（日本私学振興財団『私学経営情報』第14号、平成9年3月、7ページ以下）、「平成10年度短期大学訪問調査報告」（『第11回定期総会資料』平成11年4月、47ページ以下）および「大学改革ルポ 個性を探る旅第21回桜の聖母短期大学（山岸駿介）」（『ピトウィーン』平成11年7・8月合併号）などがある。本学は、これら評価報告書と「外部」による調査・取材の記録によって、ある程度相互評価に必要な下地を整えていたことになる。これが両短期大学の申し出に対し、逡巡することなく応ずることができた大

きな背景となっている。

なお上記のうち①は、柴田香代子現学長が、教学面から過去の歩みを振り返り、未来に向かって何をしなければならぬかを明らかにするため、就任にあたって真っ先に編んだものである。そこでは先達たちの教育実績への感謝、教育方針への確信および教職員の誠実でたゆみない営みなど、誇るべき特性を検証している。これは設置基準大綱化からなお日の浅い時期の所産であるが、今日に至る諸改革の礎柱となっている。

### 相互評価を容易にするために

基準協会会員校の相互評価は平成11年度は12校が実施し、今年度は24校が実施済、46校が実施する予定である。本学は偶然、連続して2短期大学と実施したことになるが、この教育評価の両方に加わった者として、言わずもがなのことも含め、相互評価を容易にする要件について具体的に述べてみたい。

◇ありのままをみてもらう。大事な点は、点検・評価報告のほか必要な資料を提供し、自学のすべてをみてもらう姿勢である。相手校を迎えるときもそうであるが、常態よりもよく見せようとすることは隔意を生み、円滑な評価活動の妨げとなる。要は、目的が短期大学教育の改善・質的向上にあることを終始見失わないことである。

◇予め全体像・輪郭を把握して評価に入る。評価者はまず自学と相手校の全体像、とくに教学システムのあらましを理解し、その上で担当項目の資料を取扱うことである。これを欠くと細部にこだわり過ぎたり、焦点が拡散してしまうことにもなる。評価者全員が一定程度、相手校の歴史と現行システムの全体を把握し、評価視点を共有することが肝要である。

◇評価活動責任者（コーディネーター）を置く。日常の教育研究活動に新たに期限のある仕事加わることは、負担増のあまり計画の遅滞や課題からの逸脱を招きかねない。全体をみながら押し進める世話係がいると否とでは、報告作成の最終段階で大きな違いを生むことになる。通常、評価の代表者は学長であろうが、学科単位の相互評価では学科長など、実働的な進行係1名を置くことが望ましい。

◇正味6カ月で終わるよう計画する。教育評価は毎年実施し継続されるものである以上、1回の試みで完全版を目指すこと（もちろんそれが好ましい）は、多くの労力を注ぎこむあまり、次の活動に支障をきたすことにもなりかねない。継

続いて評価するためには評価項目を絞りこみ、年々積み重ねながら充実をはかるようにしたい。また、評価活動の期間は長期の休暇を含む6カ月程度とし、ゆとりを持つようにすれば報告原稿の提出期日も守られやすい。

◇職員も十分に自己点検・評価制度について理解する。資料の収集や作成などで相当数の職員の協力が必要である。設置基準の大綱化からすでに10年になろうとしているが、効率的で内実のある教育評価とするには職員のこの制度の十分な理解、学習が求められる。高等教育改革の時代に生きる職員にとって、これは必須のものである。

◇評価報告は簡潔で明瞭な文章にするよう努める。相当量の資料を読み、それを過不足なく文章化するとなると多くの時間と労力を注がねばならない。これは必要な作業ではあるが、肝心な評価報告で均質性が損なわれ、全体調整に難渋することも考えられる。評価視点を絶えず確認し、簡潔な表現によるスリムな報告書とすることが望ましい（私見では資料篇を除き、1校につきA4判で10ページ程度）。

本学から2つの相互評価に参加した教員の率直な感想は、「もっと大変かと思ったが、それ程ではなかった」「資料が十分に揃っていたのでやり易かった」「分担作業だったので大変なことはなかった」「前例を参考にできたのがよかった」「夏休みを利用できたので助かった」など、おおむね前向きなものが多い。もちろん、「時間の制約があってきつかった」「内部の原稿が揃わなくて困った」など、ひとつ事を為すのにお決まりの苦労がなかったわけではない。しかし参加教員おのおのが手にした成果と喜びには大きいものがある。

教育評価の主眼は改善インプルーブメントにあるが、狭くそれだけに限定されるものではない。1つの短期大学を総合的に識る希有な機会であり、例えば教育の分野を同じくすることで教科課程の比較検討ができることだけでも、自学の活動を相対化するのに益するであろう。また、相対の評価は自らの教育システムに対する一層の理解を促し、教育活動の意味をより深くとらえ返す契機ともなる。さらに、相互に同じ土俵の上で行う評価活動は、単一の組織に躊躇しがちな教員が他学の取組みをつぶさに知り、相互に経験を分かち合う機会ともなる。短期間ではあれ、相互信頼に立った作業が短期大学間の関係の円滑化、教員間の連帯感の醸成に資するのはいうまでもない。開かれた短期大学づくりは、岐路に立ってこうした土壌の上で押し進められなければならないだろう。

その一方で、個別に自学の教育活動の足りているところと足りないところを識別し、未来に向かう改善への本格的な取組をすることになる。

### いま、教育評価は何に益するか

相互評価について、「ランキングづけみたいになるのは困る」「内情を外部に自分からは絶対に出したくない」「必要性はわかるが、学内に人材がいない」などの理由で、尻込みする会員校も少なくはないという。自らの教育理念・目標が、ふだんの教育活動によってどの程度実現できているかを評価し公表することは、いまや私たちの社会的責務である。しかし、わが国の大学評価の歴史が浅いこともあり、自らの教育目標がきちんと提起できている機関はそれ程多くはない。自己点検・評価をやっていけば自ずとそれを考えることになる。実際、2つの相互評価活動に加わってみて、その点で改めて自学の強いところや弱いところを確認することができた。危機に直面して、短期大学の新しい教育目標とは、教育評価の過程から実際に即して作り出していくものではないだろうか。つまり、作りつつ、しかもその価値を社会的に問うことである。

最後に、こうした教育評価がもたらす利益について簡略に述べてみたい。①父母や高校生の大学選びに役立つ。また、高校の先生がたが大学等を推薦する場合の参考となる（評価報告は高校へも送付し、読んでいただくことが大事である）。②学生の編入学を容易にし、転学を自由にする。点検・評価制度の普及・確立は、相互評価を含む外部評価を実施している機関間の学生の受け入れ、移動に役立つはずである。③大学・短期大学間の関係の円滑化に有益である。現在、各地に大学等のコンソーシアムが作られ、広域での機関間の単位互換の動きも盛んになっている。その目的が学生への多様な学習機会の提供にあるとすれば、今後この点は一段と重みを増してくるだろう。④個別機関の自主的改善の促進に役立つ。言うまでもなく、自ら検証して学内の欠陥を発見し、社会的評価にも耐えうる改革の動機づけになることである。

これからの短期大学はただ生き残るだけでなく、存在理由をもって生きるのでなければならない。そうであれば、良い短期大学とは固定化された短期大学ではなく、教育評価にもとづき絶えずより良く変わっていく短期大学のことである。

## ◆ 短期大学基準協会在り方検討委員会の設置

平成12年10月25日に開催された第14回定期総会において、短期大学基準協会在り方検討委員会の設置が承認された。これは、高等教育の大衆化が進展する中において一層教育研究の質の維持・向上が求められていることなどから、21世紀初頭における本協会の在り方について、再検討することとなった。在り方検討委員会では、評価システムの在り方、組織・機構の在り方、これらの改革に伴う規約の見直し等について検討していくこととしている。第1回会合が平成12年11月22日に開催され、第15回定期総会（平成13年4月25日開催予定）に方向案を報告する予定で議論を進めることが確認された。

なお、委員長は関根秀和氏（大阪女学院短期大学 学長）が互選された。委員構成は次のとおりである。

## ◇ 短期大学基準協会在り方検討委員会委員一覧 ◇

委員長	関根秀和	大阪女学院短期大学 学長
	阿部幸子	青山学院女子短期大学 学長
	大野誠	国際学院埼玉短期大学 理事長・学長
	小出忠孝	愛知学院大学短期大学部 学院長・学長
	坂田正二	広島文化短期大学 理事長・学長
	瀧川直昭	名古屋文理短期大学 理事長
	谷本貞人	関西外国語大学短期大学部 理事長・学長
	西村駿一	別府大学短期大学部 理事長・学長
	春山志郎	東京工業大学名誉教授
	平方昇一	明和学園短期大学 理事長・学長
	松田紹典	聖和学園短期大学 理事長・学長
	山内昭人	香蘭女子短期大学 理事長
	和野内崇弘	札幌国際大学短期大学部 理事長・学長

（五十音順 敬称略）

## ◆ 相互評価実施状況等報告

平成11年10月5日付けで「短期大学相互評価」の実施について会員校に依頼して以来現在まで、電話等での回答を含めた相互評価の実施状況は次のとおりである。

なお、本協会向上充実委員会では、この「短期大学相互評価」を短期大学設置基準で定められた「当該短期大学の職員以外の者による検証」の一方法としての位置付けがなされている。

平成13年1月20日現在

区分	実施済み	実施予定	検討中
平成11年度	12校（6組）		
平成12年度	24校（12組）	46校（23組）	82校
平成13年度以降		20校（10組）	
計	36校（18組）	66校（33組）	82校

## 編集後記

世界に向けてのグローバル化の波と、18歳人口減少による大学全入の波が押し寄せ、短期大学の自己点検・評価、さらには相互評価をめぐる環境は変化し続けている。これらに共通することは外部に対する情報公開である。わが国では歴史的に、受け手にわかるような情報提供には慣れていない。しかし、アメリカ版の翻訳でなく、受け売りでもない、よくわかる情報公開の方法を考え、実行することが、私立短大の発展をもたらすのである。

森本晴生（東京文化短期大学 理事長）